

第 1 章 職業訓練基準の見直しの背景

第1章 職業訓練基準の見直しの背景

第1節 職業訓練基準の改正

1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1) 職業訓練の基準は、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第十九条及び職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第九条～第十五条、同規則別表第二～第七に基づき定められている。ただし、各自治体がおこなう職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。まず法の職業訓練の基準の条文を以下に示す。

職業能力開発促進法（職業訓練の基準）

第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

次に規則の第九条においては、職業訓練の訓練課程について、職業訓練の種類に応じて、長期間の訓練課程、短期間の訓練課程によって、表1-1にそれぞれ定められている。

表1-1 職業訓練の種類と訓練課程（ は本研究の対象となる訓練課程）

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程 応用課程	専門短期課程 応用短期課程

本研究の対象となる高度職業訓練の専門課程及び応用課程以外の職業訓練の種類及び課程についての規則等については省略する。

規則第十二条関係の別表六は、主要な産業分野に関する専門課程を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。また、原則として訓練の対象者が高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること、

訓練期間が二年間で訓練時間が2,800時間と定められている。

規則第十四条関係の別表第七は、主要な産業分野に関する応用課程の高度職業訓練を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。応用課程は、原則として専門課程の高度職業訓練を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者であること、訓練期間が二年間で訓練時間を2,800時間と定められている。

別表で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名(愛称)を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

表1-2 職業訓練の種類と概要 (は本研究の対象となる訓練課程)

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業生または高等学校卒業生等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等1年 総訓練時間1,400時間以上 中学校卒業生等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上(管理監督者コースにあっては、10時間以上)
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業生等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間60時間以上

(2) 表1-2は法にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練をおこなう企業、団体、③国（高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。））である。①の職業訓練については各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこれに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、自治体が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが求められている。

1-2 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省の設置法第九条の規定では、法律または省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。一方、厚生労働省は、基準の省令改正にあたっては、「労働政策審議会」で審議する際に事前の調査が必要なことから厚生労働省人材開発統括官の下に「職業能力開発専門調査員会*（以下「専門調査員会」という。）を設置することとしている。

また、職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）基盤整備センターでは、厚生労働省の求めに応じ基準の見直しに関連した諸々の調査研究をおこなうとともに「基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査員会に提出することとしている。そのために、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（以下「基礎研究会」という。）を立ち上げ、基準の見直しについて検討をおこなってきたところである。

その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査員会で審議がおこなわれ基準の改正案が作成されたところである。

この改正案は労働政策審議会での審査を経て省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを図1-1に示す。

*厚生労働省では、法律または省令改正等の重要事項については、厚生労働省設置法第9条の規定により、「労働政策審議会」による審議が必要であると定められ、基準の見直し(省令改正)は、労働政策審議会で審議する際の事前調査のため厚生労働省人材開発統括官の下に専門調査員会を設置することとしている。

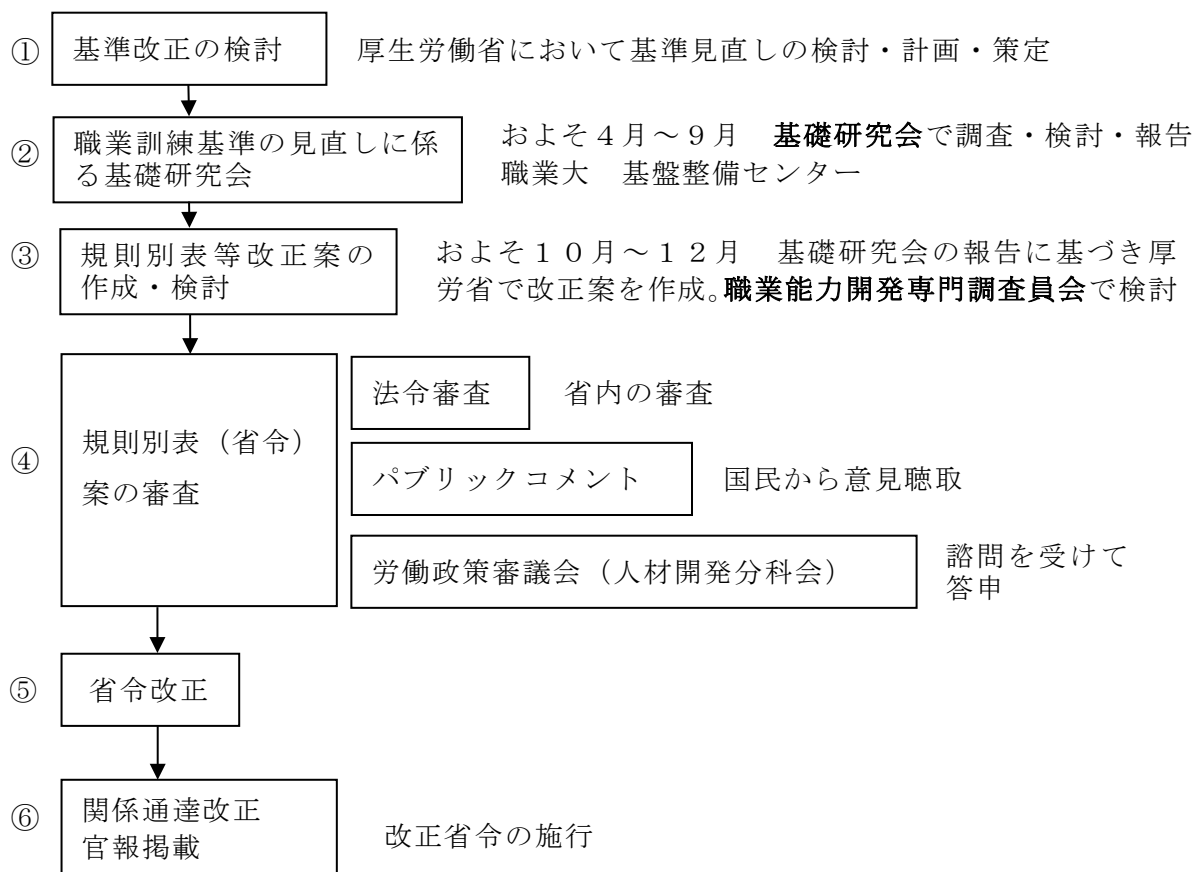


図1-1 基準改正までの流れ

第2節 高度職業訓練について

2-1 専門課程及び応用課程

専門課程の高度職業訓練は、将来高度な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための課程で、規則の別表第六に掲げる訓練科に係る訓練科数は表1-3に掲げる16系30科となっている。

応用課程の高度職業訓練は、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための課程で、規則の別表第七に掲げる訓練科に係る訓練科数は表1-3に掲げる2系6科となっている。

この規則の別表については、主要分野に関する訓練科を実施するに当たっての学科及び実技の「標準的な内容」を示したものであり、規則の別表に基づく訓練を実施する際に従うべき「最低限の内容」を示したものである。訓練時間全体のうち「標準的な内容」かつ「最低限の内容」の時間のみを規定しており、訓練実施者が、地域のニーズ・産業ニーズ等に合わせたものを設定でき、規則の別表はあくまでもベースという位置づけである。

表1-3 規則第十二条、同十四条に係る訓練系・専攻科名

規則別表第六(専門課程)	
訓練系	専攻科
機械システム系	生産技術科
	制御技術科
	精密電子機械科
	産業機械科
	メカトロニクス技術科
電気・電子システム系	電気技術科
	電子技術科
	電気エネルギー制御科
輸送機械整備技術系	航空機整備科
テキスタイル技術系	染織技術科
服飾技術系	アパレル技術科
	和裁技術科
食品製造技術系	製パン・製菓技術科
居住システム系	住居環境科
	建築科
	建築物仕上科
	建築設備科
化学システム系	環境化学科
	産業化学科
エネルギー技術系	原子力科
デザインシステム系	産業デザイン科
ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科
物流システム系	港湾流通科
	物流情報科
接客サービス技術系	ホテルビジネス科
調理技術系	調理技術科
情報システム系	情報技術科
	情報処理科
電子情報制御システム系	電子情報技術科

規則別表第七(応用課程)	
訓練系	専攻科
生産システム技術系	生産機械システム技術科
	生産電子システム技術科
	生産情報システム技術科
	生産電気システム技術科
	生産電子情報システム技術科
居住・建築システム技術系	建築施工システム技術科

注)表中の□は、本年度の職業訓練の基準見直し対象の訓練系・専攻科である。

2-2 認定職業訓練

事業主または事業主の団体等（以下 事業主等）がおこなう職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合しておこなわれているものは、都道府県知事の認定を受けることができる（法的根拠：法第十三条、第二十四条）。認定を受けている事業主等の中には日本を代表する大企業も含まれるが、その多くは中小企業である。中小企業の事業主等が認定職業訓練をおこなう場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。例えば施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、技能照査を実施し、合格すれば技能検定の学科が免除されること、職業訓練指導員の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。認定職業訓練には、個々の事業主等が単独でおこなうものといくつかの事業主等が共同でおこなうもの等がある。

2-3 職業訓練基準に係る規則別表について

厚生労働省では、職業訓練の水準の維持向上、段階的かつ体系的な職業訓練が実施できるよう統一的な職業訓練基準を設定している。その規則別表には、産業の主要分野に関する訓練科を実施するに当たっての「標準的な内容」と規則別表に基づく訓練を実施する際に従うべき「最低限の内容」を示してある。したがって規則別表で定めている訓練内容は、総訓練時間の約6割であり残り約4割については、訓練実施者が自由に教科等の設定ができ、地域ニーズ・産業ニーズ等を勘案した弾力的な訓練の実施ができるような「職業訓練のベース」である。

（1）規則別表の構成

規則では別表が①訓練科名等 ②訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲、③教科と訓練時間等、④設備等から構成され、厚生労働省から通達が発出されている。

表1-4に職業訓練基準の例として規則別表第六（港湾流通科の例）では、総訓練時間、2,800時間の約6割にあたる1,670時間を訓練基準として定めている。教科については、教科名と大きくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、電気工事用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容（細目）、設備の具体的な名称、数量等は通達や基準の細目で示すこととしている。

①訓練科名（訓練系）

別表に基づく訓練を当該科において実施した場合は、修了証書等の証明書類

の交付時には、別表のと通りの訓練科名を使用する必要があるが、他の場合には任意の訓練科名も使用可能である。

②訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲

この項目に示される内容は、技能・技術習得後に求められる能力を表し、詳細は「技能照査の基準の細目」に規定されている。

③科目及び訓練時間等

この項目に示される内容の詳細は、「教科の細目」に規定されている。さらに教科の細目は、教科編成指導要領に規定されることになっている。しかし、現在、教科編成指導要領の改訂はおこなわれておらず、雇用支援機構においては、高度職業訓練(学卒者訓練・在職者訓練)の標準カリキュラムを例示として掲載し、教科編成指導要領作成時の参考として、訓練の質を担保している。

④設備等

この項目の「設備」に示される内容の詳細は「設備の細目」に規定されている。

表1-4 別表第六(第十二条関係)(例 港湾流通科)

訓練科 訓練系	専攻科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
					種別	名称
十二 物流システム系	港湾流通科	物流システムの管理及び業務処理における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎	三年	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 実験室 情報処理実習室 中央演算処理装置類 荷役運搬用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器具及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類
			1 学科	二、八〇〇		
			〇1 物流概論			
			〇2 物流機械概論			
			〇3 電気工学概論			
			〇4 情報工学概論			
			〇5 輸送論			
			〇6 貿易論			
			〇7 生産工学			
			〇8 安全衛生工学			
			〇9 関係法規			
			2 実技	三九五		
			〇1 基礎工学実験			
			〇2 通関関連文書ドキュメンテーション			
			〇3 物流機械運転実習			
			〇4 物流機械実習			
			〇5 貿易実務実習			
			〇6 情報処理実習			
			〇7 データ処理実習			
			〇8 システム実習			
			〇9 安全衛生作業法			
			二 専攻	三九〇		
			1 学科			
			〇1 港湾流通概論			
〇2 物流論						
〇3 交通論						
〇4 荷役論						
〇5 貨物論						
〇6 物流機械工学						
〇7 情報工学						
〇8 情報通信システム						
2 実技	五〇〇					
〇1 港湾流通実務実習						
〇2 通関実務実習						
〇3 ストウェアジプラン作成実習						
〇4 電気機器実習						
〇5 流通情報処理実習						
〇6 データ処理システム実習						
〇7 流通システム設計						

各教科の細目、時間は通達で定める。(表1-5を参照)

設備の名称や数量は通達で定める。(表1-6を参照)

(2) 教科の細目

表1-5は、例として物流システム系共通の教科の細目である。教科の科目は別表第六で規定された個所である。教科の細目は通達として定めている個所である。基礎研究会では、主に教科の科目の訓練時間や教科の細目について業界の動向や学生の就職先ニーズ等の視点から見直しが必要かどうか検討をおこなった。

表1-5 教科の細目 (例 物流システム系共通)

教科の科目		訓練時間	教科の細目
系基礎学科	1 物流概論	70	物流・ロジスティクスの概念、物流を構成する諸活動、企業における物流、ユニットロード・システム、共同輸送・配送システム、宅配便、物流管理の意義と方法、物流コスト管理、在庫管理、サプライチェーン管理、物流の技術革新と規制緩和
	2 物流機械概論	35	機械の要素、物流機械の分類、物流機械の構造・動作原理、物流機械の機能及び性能、物流機械の取扱方法、保守・安全管理
	3 電気工学概論	35	電流、電圧と抵抗、電力と電力量、電気と磁気、直流と交流、三相交流、測定器と測定法、変圧器、電動機、電気材料、電気応用機器
	4 情報工学概論	70	ハードウェア、ソフトウェア、コンピュータの種類、コンピュータの基本構成、論理演算、メモリの構成、命令実行サイクル、周辺装置、半導体素子、デジタルとアナログ、OS、アプリケーションソフト、ネットワーク、知的財産権、プログラミング言語
	5 輸送論	35	輸送の定義・種類と機能、鉄道輸送、自動車輸送、船舶輸送、航空輸送、輸送システム、関係法令
	6 貿易論	35	貿易経済知識、貿易と環境、マーケティング、貿易の流れ、信用状の実務、貿易書類と手続き、貿易法務、外国為替、貿易保険、通関知識、貿易とクレーム
	7 生産工学	35	生産計画、工程管理、在庫管理、品質管理、設備管理、標準作業、原価管理、工業法規・規格、信頼性理論
	8 安全衛生工学	35	安全衛生法規、安全の原理と意義、安全基準、標準作業、衛生管理、労働環境、災害事例、災害防止対策、安全点検、保護具、危険予知
	9 関係法規	35	物流行政と関係法制度、物流三法、港湾法、港湾運送事業法、港湾労働法、倉庫業法、労働安全衛生法
系基礎学科合計		385	
系基礎実技	1 基礎工学実験	55	応用力学実験、電気基礎実験、電子基礎実験、材料実験、物理基礎実験
	2 通関関連文書ドキュメンテーション	35	文書作成の基礎、ビジネスレターの作成、貿易関連書類の作成方法及び技法
	3 物流機械運転実習	60	物流機械の基本運転操作、応用運転操作及び保守点検方法、安全管理
	4 物流機械実習	35	工具の取扱法、計測機器の取扱法、物流機械の種類と役割、内燃機関・油圧装置・空圧装置等の取扱法、各種機器との連携方法
	5 貿易実務実習	35	貿易実務の基礎、貿易書類の作成、通関書類の作成、船積・陸揚書類の作成、貨物事故とクレーム実務
	6 情報処理実習	70	コンピュータの基本操作、OSの設定やカスタマイズ、インターネットの利用、電子メール、表計算ソフトによる帳票作成、文書の作成と編集、ファイル操作、周辺機器の利用、VDT作業と安全衛生
	7 データ処理実習	35	データベースの概要、データベースの設計、データベースの作成と利用
	8 システム実習	35	ビジネスアプリケーションソフトの活用技法、ネットワークの利用、マルチメディア、複数ソフト間の連携
	9 安全衛生作業法	35	安全作業、危険箇所の点検、衛生作業、応急処置、救急処置
系基礎実技合計		395	

※職業大 基盤整備センターのホームページを参照

(3) 設備の細目

表1-6は、例として港湾流通科の設備の細目である。種別は別表第六で規定された個所である。その他に名称、摘要、数量は通達として定めている個所である。これらの面積あるいは台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。

表1-6 設備の細目(例 港湾流通科)

訓練系	専攻科	種別	名称	摘要	数量			
					20名を1訓練単位として訓練を行う場合		40名を1訓練単位として訓練を行う場合	
物流システム系	港湾流通科	建物その他の工作物	教室		50	m ²	100	m ²
			実習場		200	m ²	400	m ²
			屋外実習場		5,000	m ²	8,000	m ²
			実験室	基礎工学、経営情報、情報通信、流通システム実験用	240	m ²	480	m ²
			情報処理実習室		100	m ²	200	m ²
			充電室		5	m ²	5	m ²
			工具室		15	m ²	30	m ²
			更衣室		25	m ²	38	m ²
			車庫		300	m ²	300	m ²
			倉庫		50	m ²	100	m ²
			危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	10	m ²	10	m ²
			揚貨装置		2	式	2	式
			モノレール	2~3tホイス付き。	1	式	1	式
			洗車設備		1	式	1	式
		機械	移動式クレーン	10~25t	2	台	3	台
			フォークリフト	2~10tアタッチメントを含む。	3	台	5	台
			ショベルローダ	0.5~1.0m ³	1	台	2	台
			コンテナ荷役運搬機械	6~12m用スプレッド付きフォークリフト、リーチスタック等	1	台	2	台
			クレーン	ガントリークレーンシミュレータ	1	台	2	台
			荷役対象機器	ロボット、油圧・空気圧機器装置等	1	式	1	式
			電気工学実験装置		1	式	1	式
			電子機器実験装置		1	式	1	式
			応用力学実験装置		1	式	1	式
			光通信装置	E/O、O/E変換、各種測定	1	式	1	式
			引張り試験装置		1	式	1	式
			積載貨物解析装置	パンニング実験用	1	式	1	式
			パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ等を含む。	20	台	40	台
			その他	(器具及び用具類)				
		荷役実習用具類			必要数	必要数		
		(計測器類)						
		計測器類			必要数	必要数		
		(教材類)						
		模型等			必要数	必要数		
		(ソフトウェア類)						
		ソフトウェア		必要数	必要数			

※職業大 基盤整備センターのホームページを参照

(4) 技能照査の基準の細目

表1-7は、港湾流通科の技能照査の基準の細目である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験をおこなう際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

イ. 学科の到達水準

- ①「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ②「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

ロ. 実技の到達水準

- ①「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ②「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

表 1-7 技能照査の細目例 (例 港湾流通科)

学 科	
系 基 礎	1 物流の活動についてよく知っていること。
	2 輸送の種類及び機能について知っていること。
	3 電気理論についてよく知っていること。
	4 コンピュータのハードウェアの構成、機能及びソフトウェアの種類、機能について知っていること。
	5 貿易取引と貿易書類について知っていること。
	6 生産工学について知っていること。
	7 安全衛生についてよく知っていること。
	8 物流関係法規について知っていること。
専 攻	1 港湾業務の体系についてよく知っていること。
	2 貿易・通関実務についてよく知っていること。
	3 港湾情報処理の種類及び用途について知っていること。
	4 情報ネットワークとデータ通信について知っていること。
	5 在来貨物船・コンテナ船の荷役計画について知っていること。
	6 貨物輸送の流れと各種専用船・輸送機器について知っていること。
	7 貨物の種類及び荷役形態について知っていること。
	8 港湾荷役機械の種類、構造及び制御について知っていること。
実 技	
系 基 礎	1 コンピュータの操作がよくできること。
	2 ビジネスアプリケーションソフトの活用ができること。
	3 物流機械の運転操作ができること。
	4 荷扱い作業がよくできること。
	5 基礎工学実験ができること。
	6 貿易実務における各種書類の作成ができること。
専 攻	1 港湾情報処理システムの運用・管理ができること。
	2 データベースの設計やシステムの構築ができること。
	3 ストウェアージプランの作図及び作業時間の見積りができること。
	4 貿易・通関書類の作成ができること。
	5 港湾荷役機械を用いた荷下ろし・積込み・運搬ができること。
	6 物流自動化システムの操作・運用ができること。

※職業大 基盤整備センターのホームページを参照